

東京都既存非住宅省エネ改修促進事業

省エネ診断、省エネ設計、省エネ改修を支援する  
補助事業の魅力

# 1 | 柔軟な利用が可能！

例：省エネ診断（当事業）  
+  
省エネ改修（他事業）

省エネ診断、省エネ設計、省エネ改修、それぞれに対して利用できます。例えば、他の補助制度を利用して改修を行う際に、設計が対象外となる場合は、省エネ設計のみ本事業で補助を受けることもできます。

**異なる補助制度と組み合わせることができるのが魅力**です。



# 2 | 基準を上回ればOK！

基準を上回れば  
補助を受けられる！

建築物の性能が省エネ基準又はZEB水準を上回ることで補助対象となります。他の補助事業では一定量以上の効率化が必要な場合もありますが、**わずかな改修で基準を上回ることができる場合にも活用**できます。まずは、建物の性能を客観的に示すBELS※を取得して、現在の性能を確認しましょう。

※BELSは、建築物省エネ法に基づく省エネルギー性能の表示制度で、BELS登録機関で取得できます。改修前のBELS取得は省エネ診断の補助対象です。



# 3 | ESG投資にも使えます！

改修後の建物の性能もBELSを取得※して確認します。改修の成果を客観的に評価できるため、**ESG投資**での活用が期待されます。また、国際的な認証制度の取得や海外からの投資を呼び込むチャンスも広がります。

※改修後のBELS取得は省エネ設計の補助対象です。



# 効果的な使い方

## 診断・設計でご利用ください

### 既存建築物の図面の復元でも使えます！

省エネ診断や設計に必要な既存建築物の  
図面の復元や調査の費用の一部も補助対象になります。



## 改修でご利用ください

### 気軽に使えます！

躯体や開口部の断熱改修は、効果が高く取り組みやすい**内窓の設置**も対象※です。  
**空調機器の更新や照明のLED化**と併せて実施することで、基準を上回る可能性が  
あります。

※屋根等への遮熱塗装や窓フィルム貼りは対象外のためご注意ください。

〔必須〕 開口部又は躯体等の断熱化

〔任意〕 設備の効率化

(例)



+



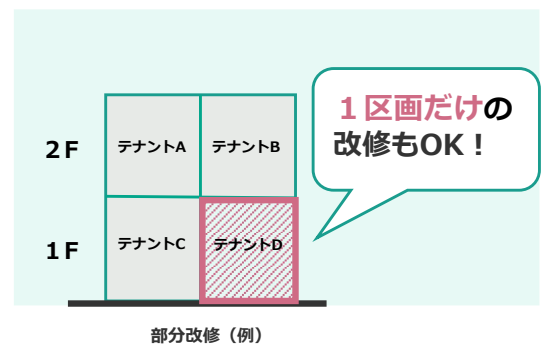
空調設備改修、照明のLED化

### 大規模修繕時でも使えます！

**大規模修繕工事**は避けられませんが、これと**タイミングを合わせる**ことで、  
屋上防水を断熱防水としたり、空調設備の全体的な改修など、建物の躯体や開口  
部、設備の省エネ改修が効率的に行えます。

### テナントビルでも使えます！

当事業は、**部分改修でも活用可能**です。  
テナント退去時にその区画をレベルアップして新たに貸し出す等、テナントビル  
でも柔軟に活用することができます。



## 年度をまたいでご利用いただけます

### 来年度以降の実施でも申請できます！

**複数年度の事業も使える**ため、今年度で完了しない事業も申請可能※です。  
建物の改修計画に合わせて柔軟に対応できます。

※契約前の交付申請をお願いします。また、翌年度以降の交付を約束するものではないため、  
毎年交付申請が必要です。

【相談窓口】  
公益財団法人  
東京都防災・建築まちづくりセンター

☎03-5989-1938



※詳細は東京都建築物脱炭素化ポータル  
サイト「東京でかぼ」をご覧ください。

編集  
東京都 都市整備局  
市街地建築部 建築企画課  
建築物省エネ担当